

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局  
労災補償部労災保険業務室長  
( 公 印 省 略 )

### 公印の印影を印刷した通知書等の取扱いについて

通知書等への労働基準監督署長の公印の押印については、事務簡素合理化の観点から、従前より公印印影の印刷（以下「印影印刷」という。）で対応できるよう検討してきたところであるが、今般、平成 17 年 3 月 23 日付け厚生労働省大臣官房地方課長通達「都道府県労働局公印取扱要領の改正について」をもって、労働基準監督署長印（小）を新たに作成することとなり、労災保険給付事務に使用する下記 1 の様式について、印影印刷により取り扱うこととなったところである。

そこで、印影印刷された通知書等については、平成 17 年 4 月 1 日から使用できることとするが、当該通知書等の取扱いについては下記 2 によるところとし、その事務処理に遺漏なきを期されたい。

### 記

#### 1 印影印刷する様式

印影印刷の対象とする様式は以下のとおりである。

- (1) 療養補償給付等不支給（変更）決定通知書
- (2) 療養・休業補償給付等支給・不支給決定兼振込通知書
- (3) 年金・一時金支給決定通知書
- (4) 年金・一時金不支給決定通知書
- (5) 年金・一時金変更決定通知書
- (6) 年金給付変更決定通知書
- (7) 一時金給付変更決定通知書
- (8) スライド率改定等による変更決定通知書
- (9) 介護補償給付支給・不支給決定通知書

#### 2 取扱いに係る注意事項

印影印刷された様式は、労働基準監督署長の公印が押された公文書であるので、その取扱いに当たっては、特に以下の点に留意すること。

- (1) 取扱いの責任者は、各労働基準監督署長とすること。
- (2) 未記入の様式は、施錠可能な箇所（金庫、個別に施錠可能な書庫等）において厳重に保管すること。
- (3) システムの異常動作等により書損となった様式については、シュレッダーにより裁断する等、不正に利用されることが無いよう確実に処理すること。